

○環境省告示第八十三号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）第六条第二号ロの規定に基づき、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める焼却の方法を次のように定める。

令和七年十一月十二日

環境大臣 石原 宏高

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める焼却の方法

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令第六条第二号ロの規定に基づく環境大臣の定める焼却の方法は、次のとおりとする。

- 一 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 二 煙突の先端から火炎又は日本産業規格D八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。

三 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

附 則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。